

特定薬剤管理指導加算 1

❗ 原則算定不可（※薬剤師判断を除く）

- 例) 同成分薬の変更（※ジャヌビア→グラクティブに変更など）
- 例) 分量が変わらない配合錠への変更
- 例) 他薬局又は退院時処方継続処方 など

イ（10点）：他薬局等で服用歴があれば原則算定不可

成分として初回服用

- ・初回処方
例) ジャヌビア：初回が処方
- ・追加処方
例) ジャヌビア服用中にスーグラ：初回が処方
- ・同効薬への変更
例) ジャヌビア→エクア：初回に変更
- ・単剤→配合錠への変更
例) ジャヌビア→スー・ジャヌに変更 スーグラ：初回

ロ（5点）

用法・用量の変更など

- ・規格変更
例) ジャヌビアが50→25mgへ減量
例) ジャヌビアが25→50mgへ増量
- ・用法変更
例) ジャヌビアが朝→夕食後へ変更

ロ（5点）：指導が必要と判断した理由及び指導内容を記載

薬剤師の判断にて算定

- 例)
- | | | |
|----------|---|------------|
| ・再開にて処方 | → | 薬識向上の指導必要 |
| ・風邪症状あり | → | シックデイの指導必要 |
| ・飲み忘れあり | → | 忘れ防止の指導必要 |
| ・低血糖等あり | → | 対処方法の指導必要 |
| ・相互作用あり | → | 副作用等の指導必要 |
| ・腎機能低下あり | → | 副作用等の指導必要 |
| ・眼科等受診なし | → | 定期受診の指導必要 |

特定薬剤管理指導加算 3

❗ 処方せん受付1回につき1回に限り算定可

- 例) A病院で処方された薬がRMP対象
- B病院で処方された薬がRMP対象
- Aでイ、Bでロの合計10点を算定可

イ（5点）

患者向け資材があるRMP対象薬が処方

【算定要件】

- ① 対象薬につき1回のみ算定可
 - ・過去に算定歴がある薬は原則算定不可
 - ・継続中の薬でも薬剤師判断によって算定可¹⁾
- ② 患者向けRMP資材を用いて指導する
 - ・当該資材がない医薬品では算定不可²⁾
 - ・適応症等により算定できない場合に注意
- ③ 薬歴に対象となる医薬品名と指導の要点を記載

参照1) 疑義解釈その8 問1
参照2) 疑義解釈その1 問21

イ（5点）

緊急安全性情報の提供

【算定要件】

- ① 緊急安全性情報又は安全性速報が発出
 - ・通称イエローレター又はブルーレター
- ② 処方された患者に情報提供及び指導
 - ・急を要する時は電話又は来局時に情報提供
- ③ 薬歴に対象となる医薬品名と指導の要点を記載

❗ 1回の処方又は1つの医薬品でイとロを併算定可³⁾

- 例) A病院で処方された薬AがRMP対象
- A病院で処方された既存薬Bが入荷困難のため銘柄変更
- Aでイ、Bでロの合計10点を算定可

参照3) 疑義解釈その1 問18・19

ロ（5点）

選定療養の対象となる先発品を選択しようとする患者に説明をした

【算定要件】

- ① 最初に処方された1回のみ
 - ・同一医薬品で何度も算定しないように注意
- ② 先発・GEどちらで調剤しても算定可能⁴⁾
 - ・在庫理由等で保険適応する場合、算定不可
- ③ 薬歴に対象となる医薬品名と指導の要点を記載

参照4) 疑義解釈その1 問22

ロ（5点）

供給不安定のため前回調剤した銘柄と違う銘柄で調剤して説明した

【算定要件】

- ① 最初に処方された1回のみ
 - ・継続の場合のみ、新規処方では算定不可
- ② 前回調剤した銘柄が供給不安定のため入手できず違う銘柄に変更して調剤
 - ・併売品へ、先発⇔GE、GE⇔GEなど
- ③ 薬歴に対象となる医薬品名と指導の要点を記載



現役薬剤師が考えた『4分類法・盗賊の極意添付文書の相違事例 あなたにしかできない疑義照会』からなる論理的かつ効率的な処方鑑査の方法論である。新人薬剤師の研修などご活用ください

